

令和8年度 第2回正副管理者会議議事要旨

【1】開会

【2】管理者あいさつ

＜管理者＞令和8年10月27日に招集予定の議会定例会に提出を予定している案件についてご審議をいただきたい。また、消防庁舎整備事業の進捗状況等についてご報告をさせていただく。

【3】議事

〔1〕議会定例会（令和8年10月27日招集予定）提出議案

1 令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出各会計決算認定について

《議案第13号》（案）

＜事務局＞決算規模は、一般会計の歳入が7,515,324千円、前年比較で1,825,168千円・32.1%の増、歳出が7,355,700千円、前年比較で1,772,703千円・31.8%の増となっている。また特別会計の歳入が4,231千円、歳出が4,177千円となっている。決算収支は、一般会計が実質収支158,105千円の黒字、特別会計が実質収支54千円の黒字である。

＜副管理者＞ブルドーザーの老朽化に伴う更新を行ったとのことであるが、古いブルドーザーの取扱いはどうなっているか。

＜事務局＞古いものについては売却済みであり、売却収入は473万円である。

＜副管理者＞消防救急無線デジタル化事業に係る損害賠償請求の進捗状況を報告してもらいたい。

＜事務局＞進捗状況としては、第5回の口頭弁論が終わったところである。第6回については11月に実施予定である。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞〔了承〕

2 鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

《議案第14号》（案）

＜事務局＞緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する特殊勤務手当の額の参考としている人事院規則9-30（特殊勤務手当）第19条の額が令和8年4月1日に改定されたのに合わせ、条例改正をするものである。改正内容は、現行1日につき1,080円支給としているものを、1日につき1,440円とするものである。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞〔了承〕

3 鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について

《議案第15号》（案）

＜事務局＞不燃物処理手数料・可燃物処理手数料については、廃棄物等審議会において3年に一度見直しを行っており、令和9年度から令和11年度までの3年間の手数料の見直しについて答申いただいたところである。答申では、物価高騰等に伴い人件費や委託料等の増加が見込まれる一方で、人口減少等に伴い不燃物や可燃物の搬入量の減少が見込まれることにより、不燃物の処理手数料は10kgあたり現行390円を430円、可燃物手数料は10kgあたり現行120円を150円とされており、答申内容に沿い条例改正をするものである。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞[了承]

4 鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正

について《議案第16号》（案）

＜事務局＞因幡霊場の利用料金については、廃棄物等審議会において3年に一度見直しを行っており、令和9年度から令和11年度までの3年間の利用料金の見直しについて答申いただいたところである。答申では、物価高騰等による修繕費や燃料費の増加が見込まれること、また畜類の火葬件数の減少が見込まれることから、人体大人1人あたり組織市町の住民の方は現行25,000円を26,000円、圏域外の方は現行55,000円を57,000円、人体の一部等は圏域内の方1件につき現行19,800円を20,900円、圏域外の方は45,100円を45,980円、畜類等は圏域内の方1頭につき現行19,800円を20,900円、圏域外の方は現行45,100円を45,980円とされており、答申内容に沿い条例改正をするものである。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞[了承]

5 工事請負契約の変更について

《議案第17号》（案）

＜事務局＞因幡霊場内部改修（機械）工事の受水槽の更新工事において、更新工事中の施設への給水のための仮設の受水槽設置が必要となり、当初契約より382万3,600円の増額、2億7,222万3,600円となることから、契約の変更を行うための議決を得るものである。

＜副管理者＞仮設の受水槽が必要になった経緯を教えてください。

＜事務局＞当初は加圧ポンプで水道管から直接施設に水を送ることを想定していたが、それを行うと水に濁りが出る可能性があるため水道局から指摘があったため、仮設の受水槽を設置することとしたものである。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞[了承]

6 工事請負契約の変更について

《議案第18号》（案）

＜事務局＞気高消防署新築（建築工事）において、インフレスライド・物価上昇の理由により、当初契約より652万3千円の増額、4億4,036万3千円となることから、契約の変更を行うための議決を得るものである。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞〔了承〕

〔2〕その他

＜報告事項＞

1 消防庁舎整備計画検討会における協議状況について

＜事務局＞令和7年7月に消防庁舎整備計画検討会を立ち上げ、現在まで6回検討会を開催した。第5回までの協議内容は、庁舎視察、吉方出張所・国府分遣所の合併、庁舎整備スケジュール、庁舎整備計画検討会の中間取りまとめ、消防局・鳥取消防署・湖山消防署の消防用地条件などについて協議を行った。第5回の検討会では、本検討会の中間取りまとめ内容について協議し、吉方出張所・国府分遣所合併のうえ庁舎整備を進めることを令和8年6月議会・臨時会で説明して庁舎完成目標に向けて事業に着手することとなった。9月30日に開催された第6回検討会では、第5回の検討会を受けて訓練施設の整備や庁舎整備に係る財源について検討をした。結果、吉方・国府合併庁舎に訓練施設を整備し、建物への放水、マンホールからの救助など実践的な訓練ができる施設、救助大会ができる施設、煙体験やVR・放水など住民や消防団が使用できる施設、瓦礫や洪水対策対応・大規模災害の訓練ができる施設を整備することとなった。また、財源についても有利な起債を活用していくこととなった。今後の予定としては、引き続きワーキンググループ検討会での協議を重ね、令和8年度中に消防庁舎の基本方針を改定することを考えている。

2 消防庁舎整備事業の進捗状況について

＜事務局＞消防庁舎整備基本方針の対象施設9施設のうち整備完了しているのは6施設である。進行中の事業として、気高消防署については、令和7年10月から着工して建築工事は内装工事と屋上防水の施工中で進捗率は58.28%になる。令和8年5月から着工している外構工事と土木は、建築工事との調整によって工事を3ヶ月一時中断したことに伴い工期延長となる見込みである。外構工事の舗装は、関連している土木の工期延長に伴い年度内の工事完了が見通せない状況にある。整備スケジュールとしては、令和9年度の運用開始を目指している。八頭消防署若桜出張所については、令和8年7月から着工している解体・外構工事が9月中旬頃から仮囲い施工中で本年度中に完成予定である。令和8年度に計画した地盤変動影響調査事後調査は、建築工事が令和8年4月30日まで延期になり、全体の工事スケジュールが伸びたため、年度内の履行が困難となる見込みであ

る。今後の整備スケジュールとしては、令和8年度末に解体外構工事を終え、令和9年度に地盤変動影響調査事後調査を行う予定である。

3 消防救急デジタル無線設備更新事業の進捗状況について

＜事務局＞令和8年から令和10年までの3カ年事業で計画している消防救急デジタル無線設備更新事業の設計業務の入札を本年行い、米子市にある三井共同建設コンサルタント株式会社鳥取営業所が1,680万円（税抜）で落札した。業務の進捗状況は、6月25日に契約締結し、履行期間は6月26日から来年3月12日までとなっている。現在、設計業務に係る現状調査・現地調査を行っている。また、現行無線のシステムの調査等を行う予定としている。消防救急デジタル無線は、住民の生命に直結する通信基盤であることから、価格だけではなく技術的な信頼性・実現性を審査した上で事業者を選定する必要があることから、令和9年度に公募型プロポーザルを実施する予定としている。また、公募型プロポーザルの委員については、組織市町の財務又は防災関係の担当部局の方をお願いしたいと考えている。

【4】その他

〔1〕今後の行事予定について

〔2〕その他

＜事務局＞令和9年度の新規職員の採用にあたり、事務職は試験の内容をこれまでの教養試験から基礎能力検査（SPI3）に変更し、消防職の教養試験と併せ第一次試験を実施した。事務職は1人程度の募集に対して23人、消防職は一般枠4人程度に対して12人、高校新卒枠は4人程度に対して16人、それぞれ受験をいただいた。先週10月6日開催の試験委員会において第1次試験の合格予定者を決定いただいたところであり、明日公表予定である。

【5】閉 会